

平成24年度
健全化判断比率および資金不足比率 分析

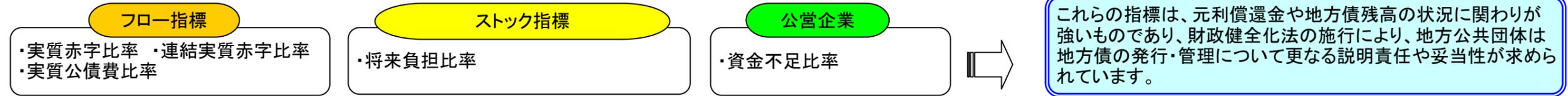
滋賀県近江八幡市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の背景について

これまでの地方公共団体の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法および地方公営企業法）では、次のような課題がありました。

- 課題
- ① 分かりやすい財政情報の開示が不十分な点
 - ② 再建団体の基準しがなく早期是正機能がない点
 - ③ 普通会計を中心にした収支の指標のみであり、公営企業会計の収支とも連結した指標がないことに加えて、ストック（負債）に課題があっても対象とならない点
 - ④ 公営企業にも早期是正機能がない点

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）では、平成20年度（平成19年度決算分）において、各地方公共団体における健全化判断比率等の公表が行なわれた上で、平成21年度（平成20年度決算分）から財政健全化計画の策定の義務付け等が全面的に施行されました。地方公共団体の財政状況を、健全段階、財政の早期健全化、財政再生の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより財政の健全性を確保することとしたものです。



(単位：%)

健全化判断比率について	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準	概 要 説 明
実 質 赤 字 比 率	赤字なし	赤字なし	H24/H23 12.62/12.62	20.0	<p>本年度の健全化判断比率は、左記の算定値となりました。全ての算定値において早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画を策定する必要はありません。（※一つでも超えると計画を策定する必要があります。）</p> <p>健全化判断比率は4比率から構成されており、実質赤字比率は一般会計等の財政状況を示し、連結実質赤字比率は市全体の財政状況を示し、実質公債費比率は単年度の公債費負担状況を示し、将来負担比率は後年度の公債費等負担状況を示します。</p> <p>例えば収支調整を図るため基金を取り崩すと実質赤字比率は良化しますが、将来負担比率は悪化します。このように1つの比率を下げようとすれば他の比率に影響を及ぼすことから、小手先の財政運営ではなく市全体の現状と将来を見据えた上で財政運営を行わなければ、指標の悪化を招きかねません。また、指標が問題ないから、直ちに、財政状況に問題ないということではなく、今後の財政運営において基金の取り崩しに過度に依存しない体質、地方債の発行・管理における財政規律を維持し、将来世代も含めた納税者にとって納得の得られる財政の健全性を実現していくことが必要です。</p>
連 結 実 質 赤 字 比 率	赤字なし	赤字なし	H24/H23 17.62/17.62	30.0	
実 質 公 債 費 比 率	6.8	8.5	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率	負担なし	負担なし	350.0		

(単位：千円)

標準財政規模について	平成24年度(A)	平成23年度(B)	平成22年度	差引(A)-(B)	概 要 説 明
標 準 税 収 入 額 等	11,103,136	10,963,392	10,999,693	139,744	<p>個人市民税の制度改正（年少扶養控除廃止）等により増加しました。</p> <p>普通交付税額は基準財政収入額（標準的に収入が見込まれる額）と基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行なう額）の差額により交付されるもので、平成24年度は税収の増加により減少しています。普通交付税の振替措置である臨時財政対策債も同じく、税収の増加により減少しています。</p>
普 通 交 付 税 額	4,860,036	4,894,822	4,581,230	△ 34,786	
臨時財政対策債発行可能額	1,564,169	1,585,892	1,726,144	△ 21,723	
計	17,527,341	17,444,106	17,307,067	83,235	

◎ 標準財政規模とは

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模のことです。法定普通税（超過税率相当分を除く）、地方譲与税、県税交付金、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などから構成され、各指標算定の分母となります。

実質赤字比率について		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
一般会計等歳入総額 (a)		28,538,128	29,151,540	△ 613,412	歳入歳出とも前年比で減少しました。歳出では人件費や公債費などの義務的経費の減少、歳入では前年度繰越金の減少が要因のひとつです。
一般会計等歳出総額 (b)		27,319,510	27,915,750	△ 596,240	
形式収支額 (a)-(b) (c)		1,218,618	1,235,790	△ 17,172	歳入総額から歳出総額を単純差し引きした額です。
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)		324,333	109,432	214,901	当該年度から翌年度に繰り越した事業に伴う財源です。
実質収支額 (c)-(d)		894,285	1,126,358	△ 232,073	翌年度繰越財源の増加により実質収支額は減少しました。
実質収支比率 %		5.10	6.45	△ 1.35	早期健全化基準は12.62%となっていますが、平成24年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、8億9,428万5千円の黒字となるため、実質赤字比率は『-』と表示されます。歳入に見合った歳出として当初予算編成し、年度途中でも新たな歳入確保や経費の節減に努めている結果、黒字となっています。
実質赤字比率 (赤字の場合のみ) %		-	-	-	

◎ 実質赤字比率とは

実質赤字比率は、一般会計等の純不足（赤字）の程度を標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。実質収支比率は、一般会計等の実質収支の程度を標準財政規模に対する比率で、実質赤字比率と逆の意味を示します。

連結実質赤字比率について		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
一般会計等歳入総額 ①		28,538,128	29,151,540	△ 613,412	平成24年度は、すべての会計の収支を足し合わせた結果歳入総額が歳出総額を上回っており、黒字となっています。地方公共団体の財政状況は、一会計で見るのではなく、連結決算ベースで市全体の財政状況を見るのが主流となっています。例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている公営企業に赤字が発生した場合、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、全体の財政にも大きな影響を与えかねないため、市全体の財政運営を把握することが重要です。
一般会計等以外の特別会計歳入総額 ②		12,872,836	12,384,837	487,999	
公営企業特別会計（法適用）流動資産総額 ③		5,856,112	5,236,019	620,093	
公営企業特別会計（法非適用）歳入総額 ④		2,996,709	2,994,930	1,779	
解消可能資金不足額 ⑤		0	0	0	
歳入総額計（①+②+③+④+⑤）(a)		50,263,785	49,767,326	496,459	
一般会計等歳出総額 ⑤		27,319,510	27,915,750	△ 596,240	
一般会計等以外の特別会計歳出総額 ⑥		12,751,363	12,339,922	411,441	
公営企業特別会計（法適用）流動負債総額 ⑦		1,523,051	1,995,582	△ 472,531	
公営企業特別会計（法非適用）歳出総額 ⑧		2,932,533	2,909,567	22,966	
歳出総額計（⑤+⑥+⑦+⑧）(b)		44,526,457	45,160,821	△ 634,364	
形式収支額 (a)-(b) (c)		5,737,328	4,606,505	1,130,823	
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)		348,566	161,673	186,893	
連結実質収支額 (c)-(d)		5,388,762	4,444,832	943,930	
連結実質収支比率 %		30.74	25.48	5.26	早期健全化基準は17.62%となっていますが、平成24年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、53億8,876万2千円の黒字となるため、連結実質赤字比率は『-』と表示されます。
連結実質赤字比率 (赤字の場合のみ) %		-	-	-	

◎ 連結実質赤字比率とは

全ての会計の赤字や黒字を合計し、公営企業会計も含めた近江八幡市全体の純不足（赤字）の額が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、市全体の財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。

(単位:千円)

実質公債費比率について

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	概 要 説 明
公債費充当一般財源 (a)	1,992,789	2,166,728	2,169,585	これまでより市債(借金)の借入をできるだけ抑制してきたことや補償金免除繰上償還による低利へ借換の効果から、公債費(借金の返済額)は平成16年度をピークに年々減少傾向にあります。
準元利償還金 (b)	1,387,960	1,277,600	1,530,772	準元利償還金は主に公営企業会計への繰出金(一般会計から公営企業会計への補助)に占める公債費の割合により算定されます。病院事業の公債費が減少した一方、公共下水道事業において前年度の臨時的収入(県流域下水道維持管理負担金精算)がなくなったことおよび公債費の増加により、前年度と比べて一般会計等の負担額(繰出金)が増加したことから準元利償還金は増加しています。
公債費負担額 (a)+(b) (c)	3,380,749	3,444,328	3,700,357	
(a)のうち交付税により措置される額 (d)	1,525,006	1,567,904	1,547,464	これまでより市債を新規発行する(新たな借金)にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、平成24年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の74%程度措置されています。(平成23年度73%程度 平成22年度65%程度)
(b)のうち交付税により措置される額 (e)	975,563	950,665	877,153	
交付税により措置される額 (d)+(e) (f)	2,500,569	2,518,569	2,424,617	
標準財政規模 (g)	17,527,341	17,444,106	17,307,067	公債費負担額が前年度から約64,000万円減少した一方交付税により措置額は約18,000万円と小幅な減少であったため、指標の算定となる分子が減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、実質公債費比率は良化しています。
分子となるもの (c)-(f) (h)	880,180	925,759	1,275,740	
分母となるもの (g)-(f) (i)	15,026,772	14,925,537	14,882,450	
実質公債費比率(単年度) (h)÷(i) %	5.85741	6.20252	8.57211	平成24年度の単年度では、3ヵ年の中ではもっとも良い比率となりました。平成24年度からごみ処理施設やJR篠原駅・安土駅、給食センターの整備等の重点事業に着手したため、若干の事業進捗の遅れがあるものの、今後は市債発行額(借金する額)が増加します。しかしながら、近年の低金利の状況と過去に高い金利で借り入れた返済状況を考慮すると、平成28年度頃から若干数値は悪化するものの、極端に悪化(早期健全化団体の基準などに抵触)することは見込まれない状況です。
実質公債費比率(3ヶ年平均) %	6.8			公債費や公債費に準ずる経費(借金の返済額)は、先送りができないものであり、また一度この経費が増大すると数年間に渡って同程度の額を支払っていくことになり、短期間で削減することは困難となるものです。よって、一般会計等だけでなく、市全体での公債費の管理に努めます。

◎ 実質公債費比率とは

標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(地方交付税に措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の直近3年間の平均値のことです。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示します。財政健全化判断比率による早期健全化基準の前に、18%以上の団体は公債費負担適正化計画を策定し地方債の発行に際し許可が必要となり、早期健全化基準25%以上の団体は地方債の発行について制限されることとなります。

(単位:千円)

将来負担比率について	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
地 方 債 現 在 高 ①	20,945,937	20,869,260	76,677	平成24年度の新規借入額(普通債約5.9億、臨時財政対策債約15.6億円)が、年々減少している元金返済額を上回ったことから、残高が増加しました。臨時財政対策債は基準財政需要額算入見込額において全額算入されます。
債 務 負 担 行 為 支 出 予 定 額 ②	0	0	0	投資的事業が完了し債務が確定したが、支払を先送りする場合に計上されます。
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③	22,138,849	23,396,565	△ 1,257,716	公営企業会計の中で企業債残高が多いのは、公共下水道事業特別会計(平成24年度末約242億円)と病院事業会計(平成24年度末約136億円)で、将来負担額に大きく影響しています。両会計とも前年度に比べ残高が減少し、近年の経営改善により一般会計等の公債費負担割合が減少しました。
組 合 等 負 担 等 見 込 額 ④	693,879	811,753	△ 117,874	市が加入している一部事務組合は7組合ありますが、負担額が発生するのは東近江行政事務組合、中部清掃組合の公債費だけとなり、その残高も年々減少しています。
退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤	4,934,049	5,100,543	△ 166,494	一般会計等に属する全職員が平成24年度末時点で退職した場合の負担額です。ここ数年の退職者一部不補充の実施により職員数が減少していることに加え、法改正による手当支給率の下落により、負担見込額が減少しました。
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額 ⑥	73,436	194,527	△ 121,091	土地開発公社や債務保証を設定している第3セクターの債務についての負担額が算入されます。土地開発公社の短期借入金の減少により債務残高が減少しましたので、負債額等負担見込額が減少しました。
将 来 負 担 額 ①+②+③+④+⑤+⑥ (a)	48,786,150	50,372,648	△ 1,586,498	
充 当 可 能 基 金 ⑦	13,746,700	12,021,199	1,725,501	基金(貯金)については、今後の重点事業に備えて財政調整基金や減債基金、公共施設等整備基金に積立しましたので、充当可能基金は大きく増加しました。
充 当 可 能 特 定 歳 入 ⑧	7,219,718	7,823,260	△ 603,542	充当可能特定歳入の多くは都市計画税です。都市計画税は、都市計画事業や都市計画にかかる市債(借金)に充当できる目的税です。都市計画にかかる市債残高の減少に加え、都市計画税の減収、都市計画事業費の増加のため、市債残高に充当できる充当可能特定歳入は減少しました。
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ⑨	36,101,093	35,355,372	745,721	以前より市債の発行に際しては交付税措置のある市債を優先してきたことにより、平成24年度末における今後の交付税措置額は将来負担額(①~④)に対して約82.5%の措置がなされています(平成23年度末:約78.4%)。今後も市債発行に際しては、交付税措置など財源の確保に努めてまいります。
充 当 可 能 財 源 等 ⑦+⑧+⑨ (b)	57,067,511	55,199,831	1,867,680	
標 準 財 政 規 模 (c)	17,527,341	17,444,106	83,235	個人市民税の制度改正(年少扶養控除廃止)等による税収の増加が、普通交付税や臨時財政対策債の減少より上回ったため、標準財政規模は増加しました。
算 入 公 債 費 等 の 額 (単年度交付税措置額) (d)	2,500,569	2,518,569	△ 18,000	これまでより市債を新規発行する(新たな借金)にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、平成24年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の74%程度措置されています。(平成23年度73%程度)
分 子 と な る も の (a)-(b) (e)	△ 8,281,361	△ 4,827,183	△ 3,454,178	将来負担額が前年度から約15億86,500万円減少し、充当可能財源等が約18億6,800万円増加しましたので、指標の算定となる分子が大きく減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、将来負担比率はマイナス(負担なし)となり、非常に健全な状況にあります。
分 母 と な る も の (c)-(d) (f)	15,026,772	14,925,537	101,235	
将 来 負 担 比 率 (e) ÷ (f) %	—	—	—	しかし、平成24年度からスタートした、ごみ処理施設やJR篠原・安土駅、給食センター等整備事業をはじめとする数多くの重点事業は、若干の事業進捗の遅れがあるものの、その財源には、市債発行や基金の取崩しを活用せざるを得ません。今後の将来負担比率の上昇(悪化)を見込んでおり、将来世代への負担となります。数十年後には、滋賀県も人口減少による少子高齢化社会に突入するため、長期的視点において財源を確保することは難しい状況にあるため、負担額の適正化を図る必要があります。
参 考 : マ イ ナ ス で 表 示 %	△ 55.1	△ 32.3	△ 22.8	

◎ 将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を算定するものです。一般会計等の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰入金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除き算定されます。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を標準財政規模に対する比率で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示します。本比率は早期健全化基準が設けられていますが、財政再生基準は設けられていません。

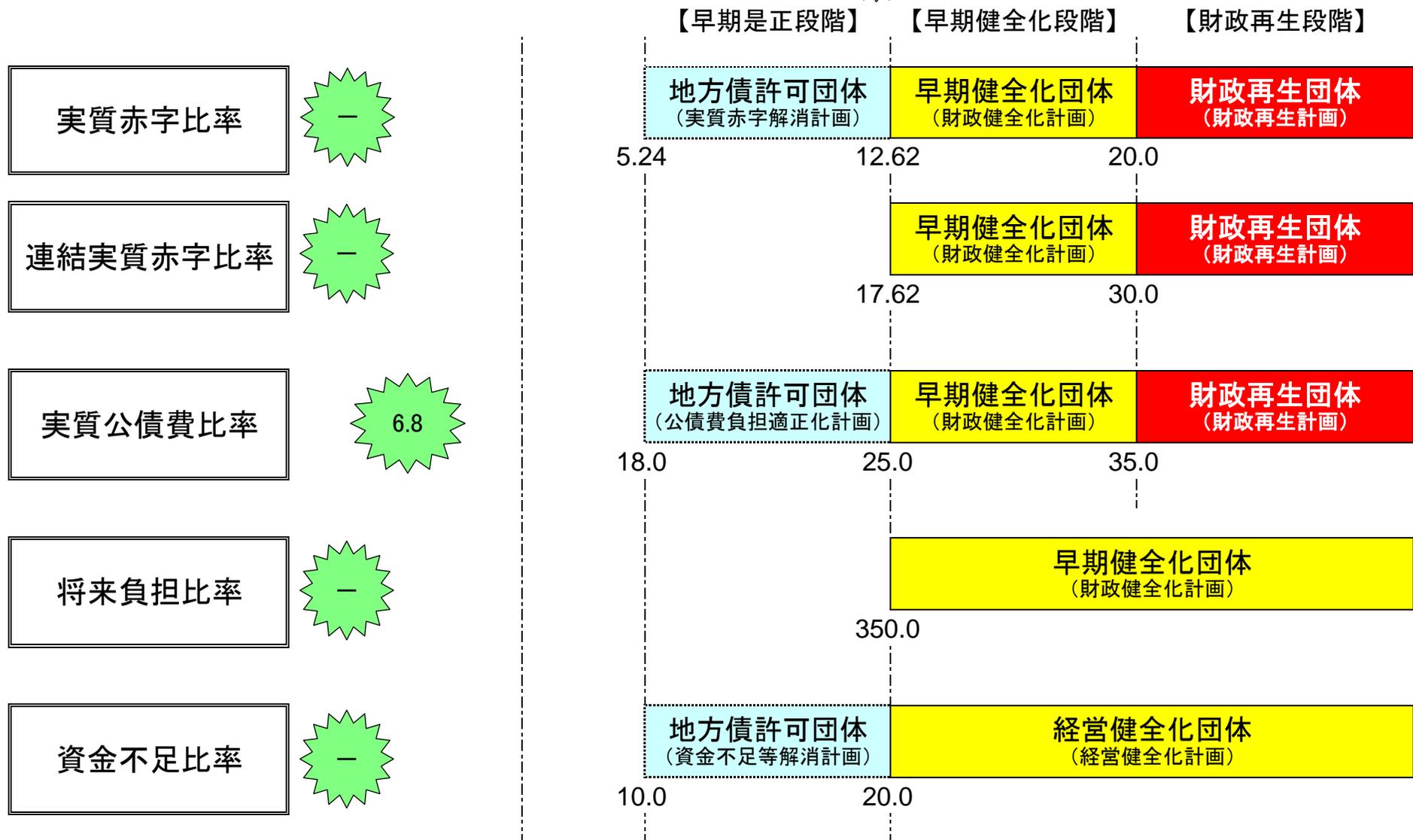
資金不足比率について		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明		
公営企業特別会計	法適用	水道事業会計	流動資産総額 ①	2,097,329	2,615,141	△ 517,812	平成24年度は、平成22年の市町合併以降も別々に行ってきた近江八幡水道事業・安土水道事業・沖島町簡易水道事業の三事業を統合しました。これにより、旧近江八幡水道区域と旧安土水道区域間に連絡管を整備することで、供給体制の効率化を図るとともに、災害時における柔軟な供給を行うことが可能になります。 水道事業運営の状況としては、平成23年度まで水道使用水量の減少傾向が続いていましたが、平成24年度は有収水量がほぼ前年度並みとなりました。また、施設整備面では、北部配水池(安土町上出)の耐震補強工事のほか、老朽管の布設替えに順次取り組んでいます。 これからも、安全でおいしい水を供給するとともに、災害に強い安定した水道を目指して、「安心」「安定」「持続」「環境」の視点から水道事業の健全経営に努めていきます。
			流動負債総額 ②	392,711	1,030,036	△ 637,325	
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
			資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	1,704,618	1,585,105	119,513	
			事業規模 ⑤	1,479,275	1,475,030	4,245	
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
	病院事業会計	流動資産総額 ①	3,758,783	2,620,878	1,137,905	前年度に引き続き健全経営に取り組むとともに、病院機能評価の認定更新を行う等、東近江地域の基幹病院として良質で高度な医療サービスの提供に努めてまいりました。収益面では、患者数の増加や診療報酬のプラス改定、施設基準の取得等により、前年度比で5億6,380万円の増収となりました。費用面では、ジェネリック医薬品の導入や、薬価と材料価格のマイナス改定を受けて薬品と診療材料の納入業者と交渉し、仕入単価を引き下げる等の経営改善に取り組みました。その結果、キャッシュフローは11億8,480万円の黒字となりました。 今後は、医療情報システムの更新や研修棟の建設、患者用駐車場の整備等を推進してまいります。同時に多額の経費を必要としていることから平成24年度に策定した中期経営計画に基づき、より一層効率的かつ健全な運営と医療の質向上に取り組んでまいります。	
		流動負債総額 ②	1,130,340	965,546	164,794		
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0		
		資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	2,628,443	1,655,332	973,111		
		事業規模 ⑤	11,110,970	10,587,738	523,232		
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-		
法非適用	特別会計	公共下水道事業	歳入額 ①	2,939,006	2,909,585	29,421	市民生活の向上、水質保全に不可欠な都市基盤施設である下水道事業は、平成24年度末において整備済面積1,437.3haとなり、整備率85.7%、普及率74.0%、下水道接続世帯は19,253世帯と、前年度より613世帯増加し順次進展が見られます(沖島処理区を除く)。 歳入では、使用料収入は8億1,761万8千円で、水洗化戸数の増加により前年度から3,856万1千円増加しました。また、整備事業の減により国庫補助金および市債発行は減少しています。一方、歳出では、建設改良費は減少したものの、流域下水道事業維持管理負担金や公債費の増加により、前年度より2,260万1千円の増となりました。 平成24年度末の市債残高は約242億円と多額なことから、償還金以上の借入を行わないよう努めることで市債残高を減らし、下水道接続世帯の増加や、更なるコスト縮減を推し進めることで経営健全化を図ります。
			歳出額 ②	2,899,363	2,876,762	22,601	
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
			資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	39,643	32,823	6,820	
			事業規模 ⑤	894,006	853,832	40,174	
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
	農業集落排水事業	歳入額 ①	33,470	33,104	366	下水道全体計画区域内の2つの農村地域において、生活環境の改善と公共水域の水質保全などを目的に、平成2年度より農業集落排水事業に着手し、平成24年度末現在641人分の汚水を処理しています。 歳出では、人件費、施設維持管理費の増加により、前年度より36万5千円の微増となりました。一方、歳入においては、農業集落排水事業は水洗化率が96.5%と高く、使用人数の減少等により今後も増収は見込めない状況です。引き続き、公共下水道事業との一括管理、効率化により人件費、維持管理費の軽減に努めるとともに、施設維持管理を計画的に行い、こまめなメンテナンスにより大規模改修に至ることを防ぐ等、経営改善を実施して歳出の削減に努めます。	
		歳出額 ②	33,170	32,805	365		
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0		
		資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	300	299	1		
		事業規模 ⑤	9,398	9,465	△ 67		
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-		

◎ 資金不足比率とは

健全化判断比率と同様に公営企業会計の早期健全化と経営情報の開示を目的に算定される指標で、実質公債費比率と同様に地方債の協議制導入にともない算定されています。現金ベースでの収入と支出の差額による赤字額が、事業規模に占める割合となります。黒字の場合表示されません。早期経営健全化基準は20%です。

早期健全化団体、財政再生団体、経営健全化団体の基準

※は近江八幡市の平成24年度決算の数値



近江八幡市における健全化判断比率・資金不足比率の対象

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	子ども療育事業特別会計					
		文化会館事業特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計				
			後期高齢者医療特別会計				
			介護認定審査会共同設置事業特別会計				
			介護保険事業特別会計（保険事業勘定）				
			介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）				
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計				
		法適用企業	病院事業会計				
		用法非企業適	公共下水道事業特別会計				
		用法非企業適	農業集落排水事業特別会計				
一部事務組合等	東近江行政組合		資金不足比率				
	中部清掃組合						
	八日市布引ライフ組合						
	滋賀県市町村職員研修センター						
	滋賀県後期高齢者医療広域連合						
	滋賀県自治会館管理組合						
	滋賀県市町村交通災害共済組合						
三セク	近江八幡市土地開発公社						

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。

対象区分

健全化判断比率の推移

